

■□■受験対策ミニ講座3号 2018■□■

10月、共同募金が始まりました。赤い羽根をシンボルとする街頭募金に始まり、12月には歳末助け合い運動として戸別募金などが行われる毎年の光景ですが、これが社会福祉法による福祉事業であることを意識している人は、案外少ないようです。国家試験では、色々な科目に登場する頻出項目の一つでもあります。

改めて、身近なところから社会を見つめ直すことも試験対策の一つです。ご自身の職場や関わっている活動などを、歴史的な経緯を含めて法律や条例に基づいて、わかりやすく説明することができますか？

【問題3】

(例題) 共同募金に関して正しいものを選びなさい。

- 1 共同募金は、社会福祉法が定める第二種社会福祉事業である。
- 2 共同募金は、民生委員やNPO団体も行うことができる。
- 3 共同募金の配分は、都道府県知事が行う。
- 4 共同募金を行う時期は、全国社会福祉協議会が定める。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【みんなが支える赤い羽根】

共同募金は社会福祉法による第一種社会福祉事業です。方法や時期など詳細は厚生労働大臣の決定事項で、社会福祉法人である共同募金会以外は募金活動を行うことができません。また集まった寄付金の配分に国や自治体は干渉することはできません。なぜ、このような仕組みになっているのでしょうか。

共同募金は戦災によって日本中が焼け野原となっていた1947年に全国規模で始められ、1951年の「社会福祉事業法」で法制化されました。同法は福祉事業を第一種と第二種に分けています。第一種は児童養護施設や老人ホーム、障害者支援施設など、主として行政や社会福祉法人が運営する利用者の保護の必要性が高い事業です。第二種事業の代表的なものは放課後等デイサービスや老人デイサービス、障害関係では、施設入所支援を伴わない生活介護、就労支援、グループホーム、相談支援事業や地域活動支援センター等があり、盲導犬訓練施設なども含まれています。第二種事業は「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に題名改正された2000年以降、様々な経営主体の参入が可能とされて現在に至っています。

共同募金は第二種事業かな、という印象をもつ人も多いようですが、福祉財源を民間の寄付によって確保しようという目的のために、法律ができた時から第一種事業として位置づけられているのです。背景には日本に寄付文化を定着させようというGHQの意向が働いていたといわれ、その推進者としてフラナガン神父などの名前が知られています。こうした経緯を知っていれば、ちょっとひねった応用問題が出てても余裕をもって対応できますね。

「ひたすら丸暗記」ではなく、歴史的な経緯を含めて深く理解しておくとなかなか本当の力がつきます。遠回りに見えて、実はこうした学び方こそが近道で、確実な試験対策なのです。

このようにして取り組んでいくと、試験勉強は決して無味乾燥なものではなくなります。楽しみながら学び、広い視野と豊かな教養を身につけたソーシャルワーカーを目指して、コツコツと歩いていきましょう。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題3 正解と解説】

- 1 ×正しくは、第一種社会福祉事業。
- 2 ×正しくは、共同募金を行えるのは共同募金会のみ。民生委員は奉仕者として協力しています。
- 3 ×正しくは、募金配分は共同募金会が行い、国や自治体は干渉することはできない。
- 4 ×正しくは、厚生労働大臣が定める。

今回の選択肢は全て×です。なぜ、共同募金はこんな仕組みになっているのか、改めて【Plus Column】読み直しておきましょう。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus